

ジェンダー史学会第 21 回年次大会

自由論題 報告要旨

部会 A 10 時～12 時 15 分 司会 前川直哉

・田中延和「古代ヌビア社会における「古い」とジェンダーのインターセクショナリティ」

ヌビアとは、ナイル川中流域、現在のエジプト南部からスーダン北部までの地域を表す言葉である。古代ヌビアは、西アジアとサハラ以南アフリカ、紅海を結ぶ交易ルートにとって重要な土地であり、多様な人々が行きかう開かれた地域であった。特にエジプトとは関係が深く、交易や人の移住などの交流だけでなく、交易ルートや金などの鉱物資源の確保をめぐる戦争も繰り返された。

前10世紀頃この地にクシュ王国と呼ばれる政体が誕生する。記述史料がほぼ王家の関係に限定されること、考古学資料も王家の墓と神殿が中心であることから、クシュ王国の歴史的研究は王家、神殿関係に限定される状況であった。別の表現をするなら、王家や神殿については少し解明されてきたが、庶民の生活についてはまだほとんどわからないという状況である。

クシュ王国の歴史について、注目すべきことがある。それは、エジプトやアッシリアなどと比較すると見えてくる王家女性の社会的地位の高さである。エジプトではたいてい王の息子が王になるが、クシュ王国では王の姉妹など女性の系譜が王の選出に関して重要な要素となる。また王の即位儀礼において、王の母や王の妻が極めて重要な役割を果たす。王の碑文には王の母の名前や母の姉妹は記載されるが、王の父については、例外はあるもののほぼ言及はない。さらに、クシュ王国後期（メロエ期）になると、ギリシア人にカンダケという名称で伝わっている女王が誕生する。この女王の時期に、メロエ期は一番の繁栄の時期を迎えるというのが通説となっている。

しかし、史料的制約から王家女性以外の女性についての研究はほとんどなく、ジェンダー視点からの研究もほとんどない。この課題に対して、近年2つの研究が発表された。ひとつは王のマスキュリニティの分析であり、もう一つは王の碑文における戦争捕虜の記載順から、王の碑文におけるヒエラルキーを読み解こうとするものである。後者は、王の碑文においては捕虜の記載順が決まっていると主張する。その順は地域

支配者（領主層）、男性、女性、子どもの順がベースとなり、同じ女性であっても、地域支配者の妻は一般男性の前に記載されるというものである。まとめるなら、階層、年齢、ジェンダーのインターセクショナルリティに基づくヒエラルキーが存在しているというものである。史料の少ないヌビアにおけるジェンダー史研究の推進のためにこのインターセクショナルリティへの着目は注目すべきものとする。しかし現時点では問題提起の段階にとどまっており、この結論ではどの地域や時代にも当てはまるような一般的なもので、クシュ王国あるいはヌビア社会の特質を表すものとしては不十分と言わざるを得ない。

このような研究状況を踏まえ、本発表ではステータスとジェンダーのインターセクショナルリティをテーマに、ステータスによる戦争捕虜の処遇の違いについて考察する。主として神殿内に残された、王の碑文を史料として考察する。このため、王家のイデオロギーに基づく碑文が分析の中心になるという制約はあるが、ステータスとジェンダーの交差を考察することにより、ヌビア社会におけるステータスと女性の社会的役割の関係、男性と女性の関係性、王のマスキュリティ、さらには西アジアやエジプトとは異なるとされるヌビア社会の特質について一定の見通しを示すことができると思う。

・ペリカノ・エリーザ・イヴァーナ「1970年代のメディア表象におけるジェンダーと人種の交差性—パルコの広告を事例に—」

本発表は、発表者の博士論文の一部に基づいたものである。博士論文では、1960年代から1980年代にかけて出版された日本の女性誌および同時期の広告という資料を分析し、身体的表象と人種の交差性を分析することを試みた。「日本人」とみなされる身体表象の形および、「外国人」とみなされる身体表象の形を、マルチモーダル言説分析（Machin & Mayr 2012）を用いて分析し、女性向けメディアを通して展開されてきた日本における人種概念の構築過程を描き出してみた。

本発表では、1970年代のメディア表象に範囲を絞る。1970年代は、オイルショックにより高度成長が減速した。広告を通して女性美のイメージを構築し流行させていた資生堂では、60年代の後半にみられた欧米に影響されていた美意識から離れ、「日本」を再解釈した美意識を提案し始める（藪前 2015）。同時に、婦人解放運動もより

認識されるようになり、性差別につながる性役割を強調することを理由に、ハウス食品の広告『私、つくるひと』が放送中止になる年代でもあった（朝日新聞 1975）。この社会的文脈を背景とした 1970 年代の広告を通して、「理想的な女性」に関する様々なせめぎ合いを観察できると思われる。

本発表では、作られた商業施設「パルコ」の広告に注目し、「女性」のイメージ構築に、人種概念がどのように加担したのかということ考察したい。

1973 年に渋谷店が開店した時から、商業施設「パルコ」は、特にファッションという分野において、日本の消費カルチャーを代表した商業施設となった。1970 年代に作られた「パルコ」の広告の中には、社会的なインパクトを持ったものも多く、特にアートディレクターの石岡瑛子が手掛けた広告が日本の広告史に残った作品である（藪前 2021）。

本発表では、石岡が「パルコ」のためにディレクションした広告および彼女が手掛けていない着物キャンペーンの広告事例としてとりあげる。どの身体が「新しい女性像」を表し、どの身体が「伝統的な女性」を表しているのか、という点に着目し、「強く自立した女性」という 1970 年代に登場し始めていた新しい女性像と、「伝統」に由来するとされていたその反対の女性像の間に揺らいでいた女性の身体表象についての考察を試みたい。

参考文献

「“差別 CM”やめます。」『朝日新聞』1975-10-28、朝刊、p. 23.

藪前知子「山口小夜子—未来を着る人」、東京都現代美術館編『山口小夜子—未来を着る人』、河出書房新社、2015、p.186-191.

藪前知子「私デザイン：石岡瑛子論」東京都現代美術館編『石岡瑛子：血が、汗が、涙がデザインできるのか』、小学館、2021、p.242-251.

Machin, David, and Andrea Mayr. 2012. *How to Do Critical Discourse Analysis: A Multimodal Introduction*. London: Sage.

・片桐真佐子「「幸せ」のためのキルト作りか—テレビドラマ「大草原の小さな家」を

中心として」

本発表は、日本のキルト文化におけるテレビドラマ「大草原の小さな家」の位置づけを考察するものである。

かつてヨーロッパからアメリカへ持ち込まれたキルトは、1970年代、「シャープなデザイン、オブ・アートのイリュージョン、反復、色彩の飽和、平易な描写」¹として再発見され、日本やヨーロッパの手芸愛好家の女性たちが注目することとなった。にもかかわらず、日本では「開拓時代のアメリカで生まれた」のがキルトであり²、「ログキャビン」と呼ばれるパターンを「西部開拓時代の精神と、アメリカンサクセスストーリーの象徴“丸太小屋”と小さな布から大胆なデザイン」³と紹介しているように、アメリカの開拓時代とともに語られてきた。

アメリカにおける開拓時代への郷愁は建国 200 周年の祝祭ムードによるところが大きい。丸太小屋での開拓者の生活を再現したり、幌馬車で旅をするイベントなどがアメリカ各地で催されたのである⁴。開拓地での子ども時代を綴ったローラ・インガルス・ワイルダー（1867-1957）の『大草原の小さな家』（Harper & Brothers、1935年）も注目された。ワイルダーの一連の物語を下敷きに NBC は 1974 年から 83 年にかけてテレビドラマ「Little House on the Prairie 大草原の小さな家」（以下、ドラマ「小さな家」とする）を制作する⁵。NHK がドラマ「小さな家」の放送を始めたのは 1975 年であり⁶、キルトの受容時期と交差する。とはいえ、ドラマ「小さな家」はむしろ大自然を舞台に生きた家族のドラマとされており⁷、キルトは開拓当時の生活の小道具として登場しているにすぎない。ドラマ「小さな家」の登場人物のひとりに主人公ローラの

1 ネブラスカ大学リンカーン校インターナショナル・キルト・スタディ・センター&ミュージアム (<https://worldquilts.quiltstudy.org/americanstory/creativity/abstractdesign>、最終閲覧日 2020 年 3 月 25 日) による。

2 『パッチワーク・キルト専科』第 1 号、婦人生活社、1988 年 3 月、p.124。

3 『パッチワーク・キルト専科』第 12 号、婦人生活社、1990 年 12 月、p.36。

4 ジョン・E・ボドナー『鎮魂と祝祭のアメリカ』野村達朗訳者代表、青木書店、1997 年、pp.312-358。

5 NHK 大草原の小さな家アンコール (<https://www.nhk.jp/p/ts/Q7MJ836R5V/>、最終閲覧日 2024 年 2 月 1 日) および NHK アーカイブス (<https://www2.nhk.or.jp/archives/articles/?id=C0010353>、最終閲覧日 2024 年 2 月 1 日) による。

妻・母となったローラ・ワイルダー一家を中心とした第 9 シリーズ「新・大草原の小さな家」（22 本と長編 3 本）が 1991 年に放送されている。

6 NHK アーカイブス (<https://www2.nhk.or.jp/archives/articles/?id=C0010353>、最終閲覧日 2024 年 2 月 1 日) による。

7 『大草原の小さな家 シリーズ 1』（発売元：ジェネオン・ユニバーサル・エンターテインメント）による。

母親がいる。彼女は家庭第一で教育熱心であり、農作業やたまご売りなどで家計を助けながら、教会のボランティア活動で社会参加をする女性として描かれている。

本発表では、1975年と76年に放送された「シーズン1」と「シーズン2」の分析を手がかりに、日本のキルターたちがドラマ「小さな家」をどのように見ていたのかについて、雑誌『パッチワーク・キルト専科』から抽出した言説を参照しながら、高度経済成長期以降の家族のあり方と女性たちの葛藤を、ジェンダーの視点から明らかにする。

・児玉谷レミ「自衛隊広報におけるジェンダー——広報種別による差異に着目して」

自衛隊を考察するにあたって、広報は重要な対象である。朝鮮戦争の勃発によるGHQの占領政策変更によって生まれた軍事組織である自衛隊は、軍事的忌避意識や無関心が強固な戦後日本社会において、さまざまなかたちで国民からの理解や支持を得ようとしてきた。なかでもその関係構築において広報の果たす役割は大きい。

自衛隊の広報は自衛隊員の募集を目的とした募集広報、広く自衛隊を周知してもらうための一般広報、自衛官の再就職支援のため、一般企業に対する自衛隊の理解促進を企図した援護広報がある。防衛に携わる特別職国家公務員である自衛官に部外者が接触することは困難であるため、一般市民が接触可能な自衛隊像とは自衛隊広報によるものと考えられ、その意味において自衛隊広報は国民と自衛隊の「接触面」（野上 2021: 235）であるといえる。こうした広報において、軍事的イメージの緩和のために女性表象が利用され（佐藤 2004）、他方で軍事的側面を押し出す際には、主要なターゲットは男性や少年であり（Früstück 2007=2008）、ジェンダーが深くかかわることが指摘されている。

本報告では、特に広く国民が接触すると思われる一般広報と募集広報に着目し、自衛隊が提示しようとする「自衛隊像」が広報にあらわれると考えたうえで、そのなかで男らしさや女らしさの観念がいかん利用されているのかを検討する。1950年代から2020年代までの募集ポスター、2022年から2024年にかけての基地祭や駐屯地祭、防衛大学校開校祭のフィールドノート、YouTubeの自衛隊公式アカウントによる広報動画、防衛省が公式に協力を行っている広報誌的な位置づけであるMAMORといった多岐にわたる資料を分析対象とする。さらに補足的に、自衛官の自衛隊広報に関する認

識を、インタビューデータを用いて確認する。

調査の結果明らかとなったのは、自衛隊の広報における男らしさや女らしさの利用は、広報の目的や、その広報が、中央（各幕僚監部広報室）が作成したものか、地方の広報室が作成したもので異なっていることだ。具体的には、募集広報の場合は、女性自衛官表象の利用を筆頭とした女性性の利用、あるいは「肉体的にきつい」といったような男性的表象が背景に退く一方、一般広報では、「男の子たちの乗り物への憧れ」や、「女性を守ってくれそうなたくましい男性」の利用がある。また、中央が作成している広報に関しては、女性自衛官のポーズや恰好に関し男性自衛官のものとの差異がかつてほど見られなくなっている一方で、地方協力本部などが作成するポスターに関しては依然として、庇護者としての女性イメージの利用や、男性の異性愛的関心をもとにしたアニメキャラクターの利用などが見られることである。したがって、本報告では、ジェンダーの視点から自衛隊広報を考察する場合には、広報の種類に注意を向ける必要があることを述べる。

さらに自衛官の広報に対する認識を尋ねたインタビューデータを用いて、これらの広報イメージが適切に自衛隊を表していないとの認識あるいは、統一的な自衛隊表象が構築できないことへの葛藤などがあり、これらの自衛官の広報への不満や、一貫性のない自衛隊広報表象におけるジェンダーの使われ方は、自衛隊固有の社会的・歴史的な文脈が関係しているであろうことを指摘する。

参考文献

Frühstück, S., 2007, *Uneasy Warriors*, University of California Press. 野上元, 2021, 「軍事におけるポストモダン」 *社会学評論* 72(3):224-240. 佐藤文香, 2004, 『軍事組織とジェンダー』慶應義塾大学出版会.

部会 B 10 時～11 時 40 分 司会 長志珠絵

・横山鈴子「平田篤胤後妻織瀬に見る「近世の主婦」像—拙著史料集『平田篤胤後妻織瀬の秋田からの手紙』から—」

報告者はこれまで「近世の主婦」について彼女たちの残した手紙や、萬覚帳、金銭出納帳の記録を発見・蒐集・翻刻するという実証的方法で検討分析を進めてきた（伊藤仁斎の母寿玄、京都亀岡の代官家の妻廣瀬千代、袖ヶ浦奈良輪の名主鳥飼家の妻や

す、賀川豊彦の妻ハル他)。そこに立ち現れたのは、家を束ね、家業を切り盛りする(管理能力と差配能力、経済・経営能力をもつ)女性像であった。これは、古代からの「家刀自(里刀自)」像(平川南)につながるもので、中世においても女性たちは村社会と後家(久留島典子)や、家(共同体)や宗教(共同体)を舞台として主導的存在が確認される。しかし、近世に入ると、男性である武士の支配する支配構造が庶民階層(レヴェル)にまで及び(大口勇次郎)、女性は差別的地位におかれていたとされる。しかし、そうした社会構造・権力構造の中にあっても、女性の自立性・主体性を確保し続けた「近世の主婦=家刀自」の史料を掘り起こし、光を当てる試みは、先行する主婦研究(山川菊栄、入江宏、村田静子、藪田貫及び1980年代前後の林玲子、河野淳一郎、鈴木ゆり子、長島淳子他)に続く大切な仕事と考えている。

ここでいう「近世の主婦」とは、明治以降の資本主義が生み出す再生産機能のみとなった家の、「主婦」ではなく、近世に存在した古代からの自立した「家刀自・里刀自」に繋がる、自立した「家刀自=主婦」であり(上野千鶴子・脇田晴子、瀬川清子)、財布を握ると言う点で民俗学のいう「主婦権」をも、「近世の主婦」は越えた存在であったと考える。しかし、1947年廃止まで存在した明治民法によって「家庭内婦人」は「無能力者」とされた。これには、国民皆兵が(加藤陽子)大きく影響していたと考えられる。

本報告では、平田篤胤の江戸追放によって秋田へ移り住んだ妻織瀬が江戸の気吹舎に書き送った手紙(国立歴史民俗博物館所蔵、84通を翻刻し史料集とした)を使用し、次の項目をあげ、家塾家業を夫と共に差配し、「従順に」ではなく「対等に」、「主体的に」存在した「近世の主婦」織瀬を展望する。展望にあたり、①平田篤胤の3人の妻と主婦権、②ロシア危機と平田篤胤の秋田藩「旗本」登庸と「かの御方様」、③「天朝無窮曆」の献上と織瀬、の項目を試みる。本事例の特色は秋田藩の中枢にいる人物の親疎関係を含めた人間関係の詳細が記録され、江戸根岸の娘夫婦お長・鍊胤に送られていることである。書き上げられた人名はそのすべてを夫の篤胤と共有していた。夫の社会的人間関係を認識把握し、職住一致の気吹舎という学問共同体の中心にあって、共同経営者的存在としての「近世の主婦」織瀬の筆から、篤胤との「夫婦共同体」の姿を確認できることにあった。更に、江戸のお長・鍊胤夫婦と共に経営・経済・政治情報を共用する二組の複数の「夫婦共同体」を見ることができる。また、はじめの妻「おりせ」の名を後妻も娘も継承している点について「平田家代々の主婦・

主婦権の継承のための襲名」とした点についても論証しておきたい。

・西澤直子「明治民法における「家族」の創出—貴族院特別委員会討議の検討」

明治31年6月4日から7日にかけて行われた第12帝国議会の民法中修正案に関わる貴族院特別委員会では、親族編の公布および試行を目前に、質疑応答が行われた。委員のひとりであった小幡篤次郎は、明治民法が規定する「家族」の要件について、疑問を呈する。

穂積陳重、梅謙次郎ら政府委員は、血縁関係の有無に関係なく「家ト云フ一ノ団体」が存在する日本の家族制度は「世界ニ珍ラシイ家族制」であり、法律はすぐさま社会を変化させるだけの力をもたないのであるから、その日本特有の家族主義を主として個人主義を加えていくことによって、新たな家族のあり方を定めると説明する。

それに対し小幡は、明治以降近代における家族は、「家族制ノ本源」である血縁関係を重視すべきであると考えていた。封建体制を維持するために、徳川政権下では血族でない他家からも養子が取られるようになった。それは家族を形骸化させ、政策上成立した「家」という組織が、その後「家族」として受け継がれることになった、と捉える。小幡は、明治民法において、まったくの個人主義ではなく家族主義をも導入するというのであれば、それは家族の本来の姿である、血縁によって成立する関係でなければならず、もし血縁が疑似的な関係である養子縁組に優先されないのであれば、再び「唯家ト云フ空ナモノ」を存在させることになるかと主張する。

彼は家族の形態について、明治8年5月の『民間雑誌』11号に寄せた論説「嫡子ニ限り家督相続ヲ為スノ弊ヲ論ス」で、トクヴィルを参照しながら、兄弟姉妹間は同等であるべきことを主張し、嫡子が家督を単独相続するというのは、華士族が勞せずして俸禄を得るのと変わらず、「旧来ノ習俗」による「家庭ノ華士族」を掃蕩しなければ、「年ヲ経ズシテ新陳ノ貴族交替シ、復タ依然タル旧醜態ヲ発露ス可シ」と、再び封建的な「醜態」となることを指摘した。すなわち旧封建体制下の「家族」から変容することが、新たな社会形成には必須であると考えたのである。

しかし結局、明治民法では、小幡が懸念した「唯家ト云フ空ナモノ」が「御一新」まで行われていた「純然たる家族制」として認められることになる。小幡は0歳の「私生子」が戸主となるような、戸籍の持つ弊害を問題視していた。議論中彼が気に

かけていた、女性の再婚禁止期間と離婚後出産した子どもの父親認定についての条項が、2024年4月になってようやく改正されたことを考えれば、この貴族院特別委員会の議論を検討することは、民法が内包した問題を明らかにする一助となるだろう。

・荒木康代「表象される商家の妻—戦前と戦後の社史を比較する—」

本報告では、戦前の社史と戦後の社史を比較することによって、社史における商家の妻に対する記述がどのように変化しているか考察する。

従来、歴史上女性が経営に参加することはなかった、あるいはあったとしても補助的存在に過ぎないと考えられてきた。しかし、社会史や女性史の蓄積は、近代以前には女性も経営に参加していたことを証明した。欧米では、近代以前の伝統社会における「夫に対する妻の絶対的服従」という既成概念を否定し、「最終的な決定を下さなければならぬのは主人の方」であったものの、両者の関係は「上下関係という概念からはほど遠く、農業経営に対して共同責任を負って」（Martine Segalen 1980）いたことや、夫婦が対等なパートナーとして家業に従事していた（Ann Oakley 1986）ことが指摘されており、むしろ女性の抑圧は近代以降に生じた出来事であることが明らかにされてきた。

日本においても、女性史の分野で、家の経営に参画してきた女性に対する研究の蓄積が進んできた。中世社会において家の経営は家長と家婦の共同管轄（脇田晴子 1995）であった。近世以後、女性の地位は低下していったが、町人の社会では、近世以後も町家女性が「事実上の母系相続」のもとで家の実権を掌握している事例（乾 2002）や「経営者としての地位にあった女性」の事例（林 2001）が存在する。さらに、明治以後においても商家経営において、女性が発言権を持つことは珍しいことではなかった。このように近代以前の女性の経営への参画については女性史や社会学の分野で指摘されてきたが、このような指摘が経営史研究に生かされることはなく、近代的経営との関連で捉えられることもきわめて少なかった。

たとえば、経営史研究において、経営者として女性の名前があげられることはまずない。たとえば、三井家の史料には、「三井家商いの元祖はこの珠寶なり」（総合女性史研究会 2007）として三井高利の母珠寶が創業者として名指されているにも関わらず、経営史研究上では、「創始者」はその子高利であり、珠寶は「母」として名前が上

げられているに過ぎない（宮本又郎他 2004）。このように、商家研究において経営に参加する女性という視点はほとんど見られなかったのである。

その理由としては、研究対象が豪商や大規模商家に偏っていたこと、公的史料、私的史料ともに書き手が圧倒的に上層階級の男性であったことによると考えられるが、何よりも研究者あるいは著者自身が公私分離にもとづいた性別分業、すなわち店（公的領域）は男性の領域、奥（私的領域）は女性の領域という前提をもとに解釈してきた事によるのではないかと考える。戦後作成された企業の社史においても、このような公私分離、性別分業の視点が大きく反映している。

そこで、本報告では、戦前の社史と戦後の社史を比較することによって、戦前には経営者としての貢献が指摘されていた女性が、戦後になると、経営者としての存在が捨象、あるいは過小評価されていた事例を紹介する。戦前には名前が記されていた女性が、戦後の社史では抹消されたり、その存在が記されてはいるものの、「経営者」としての側面から店員の「母」や「陰の協力者」といった記述に変化している例が見られたのである。このことは、近代的経営の浸透によって、公私分離、性別分業イデオロギーが社史編纂に大きく影響していったことを示すものと言えるだろう。

部会 C 13 時 30 分～15 時 45 分 司会 鈴木周太郎

・岡本隣「初期近代ヨーロッパにおける出産時の「痙攣」：女性産婆の視点から」

本研究は、17 世紀初期にフランス語圏の女性として初めて助産マニュアルを執筆したルイーズ・ブルジョワ（Louise Bourgeois, 1563-1636）のテキスト『多様な観察』（1609）の現代英語訳が近年出版されたことを踏まえ、17 世紀後半にドイツ語圏の女性として初めて助産マニュアルを執筆したユスティネ・ジグムント（Justine Siegemund, 1650-1705）の『宮廷産婆』（1690）の現代英語訳版と併せて、17 世紀の女性が、女性に向けていかに痙攣症状についての説明や対処を説いていたのかを明らかにすることを目的とする。

古代より女性の痙攣は、女性性とネガティブな形で結び付けられてきた。痙攣に限らず、あらゆる女性の病気や行動は「狂った（mad）」子宮や「欲求不満の（unsatisfied）」子宮によって説明されていた。特に女性の痙攣は、子宮から立ち上る悪性の蒸気が原因とされていた点で、より女性性と結びけられていた。さらに中世以

降は、魔女や悪魔の行いと痙攣症状とが結びつけられることもあった。その一方で、妊娠・出産という子宮を中心とした出来事の最中に起こる痙攣症状にはあまり注目されてこなかった。この理由の一つとして、出産の現場に伝統的に立ち会ってきたのが女性の産婆であったことが指摘できる。出産時の痙攣症状に着目したものでも、男性のテキストのみに依拠した病理学的発展についての簡潔な記述にとどまり、女性産婆の実践についてはほとんど触れられていない。

さらに、これまで女性の身体に関する医学史研究においては、男性による女性の抑圧という二項対立が強調され、特に近代医学の黎明期における女性自身による女性の身体の医学的な説明の試みにはほとんど目が向けられてこなかった。したがって、初期近代において、さまざまな言語に翻訳され拡散された上記の二つのテキストから、女性たちがいかに痙攣症状を説明し、対処を試みていたのかを明らかにすることで、初期近代における「女性的」な痙攣症状に対する理解に、女性の産婆による説明という新たな視座を提供する。

『多様な観察』(1609)は、前半部分にあたる受胎から出産まで時系列での説明の中の三箇所を確認された。ブルジョワは、当時の著名な外科たちのテキストに精通していたことから、その原因についての説明は当時の医学における身体観に依拠するとともに迷信的でない医学的な用語での説明が試みられる。同時に、痙攣を起こす女性への心理的配慮を確認できる。

『宮廷産婆』(1690)は、熟練産婆と見習い産婆の問答によって構成されており、「痙攣」に関する問答は第1部第6章にまとまっている。ジグムントが逆子の対処に秀でていたことから、逆子や合併症による呼吸困難が原因として強調され、逆子への対処と母体保護の重要性が説かれる。同時に、精神的な原因として、恐怖心や痛みなどを指摘し、母体へ触れるときに細心の注意を払うよう促している。

これらのテキストの読解を通し、17世紀において女性は男性外科医によって一方的に抑圧されてきたのではなく、最新の医学言説についての知見を深めつつ、助産の現場では主導的な立場を占めていたことが明らかになった。さらに、痙攣に関しても当時の一般的な医学的理解と自らの豊富な経験の双方に依拠した記述を行っており、出産に関わる当時の他の女性たちのためになる知見を提供していたと言える。さらに、男性医師の手による助産マニュアルや助産症例集と比較した時浮かび上がるのは、「ケ

ア」の重視であった。

・後藤千織「南北戦争前の禁酒運動における道徳的説論とジェンダー：離婚法改正の議論から」

19世紀半ばのアメリカ合衆国の禁酒運動は、メイン法に代表される州禁酒法制定という成果をあげた一方で、運動内部では女性の権利や役割をめぐる激しい対立が生じるようになった。本報告は、19世紀半ばのアメリカにおいて、禁酒運動に関わる女性たちが暴飲を離婚理由に含めるべく離婚法改正を求めるようになった文脈を、1840年代に禁酒運動で進行した運動手法のジェンダー化（男性的な州禁酒法／女性的な道徳的説論）に注目して考察する。

エリザベス・プレックは、アメリカで家庭内暴力を最初に公的に問題化した運動として禁酒運動を位置付け、女性の禁酒運動家が離婚法改正を要求するに至った背景として、同時代の女性の権利運動の影響を指摘する。本報告は、州禁酒法制定は禁酒運動における女性の「影響力」を抑制する手段でもあったというスコット・C. マーティンの議論に依拠しつつ、1840年代から50年代にかけての禁酒運動内部での運動手法や影響力をめぐる議論が、離婚法改正の議論の下地にあることを明らかにする。史料としては、女性が編集・出版に関わった禁酒運動の定期刊行物や、禁酒運動に関わった女性たちの書簡などを用いる。

1840年代のアメリカでは、禁酒運動の大衆化と女性の参加が進んだ。牧師・政治家・新興の産業資本家が主導するアメリカ禁酒同盟（ATU）のような伝統的な組織は、暴飲の予防を重視し、常習的な大酒飲みは救済不可能として切り捨ててきた。一方、1840年代前半に急成長したワシントン運動は、ボルティモアの「飲んだくれ」の職人たちが自らの経験に基づいて始めた絶対禁酒運動であり、飲んだくれの救済を重視し、法的処罰ではなく道徳的説論をもって更生を促し、更生を誓った飲んだくれの家庭に経済的支援も提供した。自らの経験を共有することで人々に禁酒を促し、飲んだくれにも道徳的影響力があると主張した点も画期的だった。また、ワシントン運動が採用した道徳的説論や慈善活動は、どちらも女性に相応しい役割と見なされ、禁酒運動での女性も役割も広がった。ワシントン運動に賛同する幅広い階層の女性たちは、独自の組織を結成し、男性組織を支える一方で、女性の飲酒問題にも目を向け

た。しかし、主流の禁酒運動との対立や組織の脆弱さが原因で、ワシントン運動は1840年代半ばには急速に衰退する。

1840年代末に酒類の製造・販売を規制する州禁酒法制定を求める声が高まると、ワシントン運動や女性の禁酒運動家が重視してきた道徳的説諭の有効性に批判的な眼差しが向けられるようになっただけでなく、投票権を持たない者が禁酒法制定にどのように貢献できるのかという議論が生まれた。女性の禁酒運動家の中には、飲酒問題を根源から解決する州禁酒法／対症療法としての道徳的説諭および慈善活動というジェンダー化した二元論に依拠することで、女性の自己犠牲を称揚する道徳的説諭を批判し、女性の投票権や離婚法改正を求める者も出てきた。本報告は、南北戦争前のアメリカの禁酒運動における道徳的説諭と法的規制という2つの運動手法のジェンダー化が、婚姻制度や「真の女性らしさ」の概念を批判的に考察する視点を女性たちに提供した一方で、「飲んだくれ」の更生を支える活動にどのような影響を及ぼしたのかを考察する。

・岩間有希奈「第一次世界大戦後ドイツにおける女性医師と国際女性医師協会」

本報告は、第一次世界大戦後のヴァイマル期ドイツにおける女性医師と、同時期に創設された国際女性医師協会の関係について検討し、国際的な舞台でのドイツの女性医師の活動を手掛かりに、国外からの影響を踏まえた視点から新たなドイツの女性医師像を提示するものである。

ドイツにおいては第一次世界大戦以前より、福祉の領域で多くの女性がソーシャルワーカーやボランティアとして携わっており、女性医師もここに助言者また管理者の立場として進出した。1900年から1908年にかけて、ドイツでは領邦ごとに女性の大学への正式な入学が許可されていた。第一次世界大戦後のヴァイマル期は、国内で医学を修めた女性が本格的に医師として活動する時期と重複している。また、とりわけ当時の女性医師の多くは婦人科と小児科を専門としていたため、自身の能力を発揮できる青少年福祉の分野において雇用機会を創出しつつあった。

ドイツの女性医師に関する従来の研究は、主に国内における保健活動について着目されており、他国の女性医師との関係性について触れられることはほとんど無かった。しかしながら、他国においても女性医師は増加しつつある時期であり、1919年に

は、アメリカの女性医師たちの主導によって国際女性医師協会（Medical Women's International Association）が創設された。この組織の目的は、国境を越えた医学知識の共有および女性医師同士のコミュニケーションを形成することで女性医師の利益を促進し、さらに女性医師が集結して国際的な保健に関する問題について協力体制を確保することであった。ここには欧米のみならずアジア各国の女性医師会員も含まれ、世界的規模の組織として活動が開始されており、2年ごとに開催される総会には各国の女性医師の代表が集結した。また、ドイツにおいても1924年にドイツ女性医師連盟（Bund Deutscher Ärztinnen）が発足されたが、これはドイツ国内の女性医師らによる自発的な組織化というより、国際女性医師協会側からの提言を受けてのものであった。このことから、国際女性医師協会の働きはドイツにおける女性医師集団の方向性を示した組織として、重要な意味を持つことになる。

これらを踏まえて本報告では、第一次世界大戦の戦勝国の女性医師たちがイニシアティブをとった国際女性医師協会において、後から参加することとなったドイツの女性医師たちはどのような立場に置かれていたのか、さらに国際女性医師協会において度々議論の的となった青少年福祉に関する取り組みはいかに議論されていたのかについて、国際女性医師協会が発行していた機関誌や総会の報告書等の分析を中心に検討する。最終的にこれらの分析を通じて、国際性を帯びたドイツの女性医師の活動にも視線を向けることで、国外からの影響を含めたより広い文脈から、ドイツにおける女性医師と青少年福祉の関係性を明らかにすることを目指す。

・八谷舞「20世紀前半アイルランドにおける司書の女性化」

本報告は、20世紀前半を通じてアイルランドで起こった司書職の急激な女性化を、ナショナリズムとの関連から説明することを目的とする。

19世紀後半からアイルランド各地に設置され始めた公立図書館は、市民に読書の機会だけでなく、自由に利用することのできる空間も提供した。20世紀初頭からアイルランド社会のナショナリズム色が強まり、さらに1920年代からは保守化していく中で、公立図書館も新興国としてのアイルランドのイデオロギーや文化が一般市民に浸透することに寄与した。このことと、女性が利用者／職員として公立図書館に参入していく過程とは軌を一にしている。

アイルランドは1922年のブリテンからの独立にあたり、ブリテンとの差異を強調するために、アイルランド文化とカトリシズムをよりどころとした。これらは新生アイルランドのナショナル・アイデンティティを支える2本の柱とされたのである。アイルランドにおける公立図書館制度は当初イングランドの模倣に等しいものであったが、20世紀初頭から徐々にアイルランドの独自性が模索されるようになり、アイルランドに関する書籍の納本と書誌学的知識の重要性や、アイルランド独自の司書の専門教育機関の必要性が主張され始める。

そして公立図書館がその一翼を担うために着目したのが、将来の市民たる子どもであり、それを教え導く女性であった。子どもも女性も、19世紀後半には公立図書館にあまり歓迎されていない存在であったが、その扱いは大きく転換する。特に公立図書館におけるアイルランド文化の普及にあたっては、女性が重要な役割を果たしたが、その一方で女性の公立図書館への参入は、社会に色濃く残るヴィクトリア時代的なジェンダー規範との間に軋轢をもたらした。カトリック色を強めて保守化していくアイルランド社会において、既婚女性に対して結婚障壁（marriage bar）と呼ばれる就労制限が設けられたが、司書職の女性化はこれと同じ時期に進行し、1936年の国勢調査では男女比が逆転した。これは矛盾した動きであるように思われる。

以上を踏まえて本報告では、アイルランドの公立図書館における司書職の女性化について、①1920年代から始まった児童閲覧室の設置②1928年にアイルランド初の図書館職員専門教育機関としてユニヴァーシティ・カレッジ・ダブリン図書館研究科が開設されたこと③②とは別に、1953年からアイルランド図書館協会が通信教育での司書養成講座を開始したことに主な要因を求め、それらを検討する。史料としては各地の図書館運営委員会の議事録・報告書、新聞記事、雑誌記事のほか、国勢調査、統計などを用いる。

部会 D 13時30分～15時10分 司会 石川照子

・佐藤繭香「1920年代、30年代における日本基督教女子青年会と女性参政権：『女子青年界』と『地の塩』に注目して」

この報告では、1920年代、30年代の日本基督教女子青年会（YWCA）が女性参政権という問題にどのように向き合ってきたのかということに着目したい。戦前の日本に

における女性参政権運動では、日本基督教婦人矯風会の関与は数多くの先行研究の中でも語られてきたが、日本 YWCA の関与についてはほとんど語られてこなかった。それも、ゆのまえ知子の言葉を借りれば「キリスト教の立場から集団形成しながら、なおかつ個の確立の思想を試行錯誤しめざしてきた〈思想運動〉…の女性団体」であったと評価されてきたからである。また、日本 YWCA が目標としてきたのも、「女性の進歩、特に心・体・霊の発達のために働くこと」であり、解決すべき女性問題を掲げた組織ではなかった。

しかし、日本 YWCA は、1906 年には万国 YWCA に加盟をし、海外との接点を持った組織であった。万国 YWCA は、1920 年代になると国際女性参政権同盟 (IWSA) とも接点を持っており、日本 YWCA も 1920 年代の西欧における国際的な女性運動の盛り上がり認識していた。一方の日本では、1920 年に新婦人協会が設立され、まずは治安警察法 5 条の 1 項 (女性の政治結社権) と 2 項 (女性の政治談義の禁止) の改正を求める運動に着手した。1922 年に治安警察法 5 条 2 項が改正されると、日本基督教婦人矯風会の協力もあり 1924 年には婦選獲得同盟が結成され、女性参政権運動が本格的に始まっていく。そこで、日本 YWCA の機関誌である『女子青年界』と東京 YWCA の『地の塩』に掲載されている記事や活動報告を通して、この組織がそのような女性運動に無関係でいらなかったことを確認し、婦選獲得同盟が主導する女性参政権運動にどのように接続していたのかを見ていきたい。

特に注目したいのは次の 3 点である。ひとつは、河井道をはじめとする日本 YWCA の指導者たちが女性参政権についてどのように考えていたのか、ふたつめには、『女子青年界』には大正デモクラシーの旗手と言われた吉野作造といった男性も記事を寄稿しているが、どのような人物たちが記事を寄稿し、どのような理由づけをして女性参政権獲得を訴えているのかである。3 つめには、1930 年代に戦争の気配が近づくおりに婦選獲得同盟が方針や運動手段を変更せざるを得なかった中で、日本 YWCA にもその余波は及んでいたのかである。以上の 3 点をから、日本 YWCA が求める女性像や女性の役割、そして日本 YWCA が日本の女性参政権運動の中で形成していたネットワークも見えてくるだろう。

引用文献

ゆのまえ知子「女性史における矯風会とYWCA」、『婦人新報』1051号、1988年4月、p.15。

日本YWCA『日本YWCA100年史：女性の自立をもとめて1905-2005』日本キリスト教女子青年会、2005年。

・牧野良成「女たちのゆっくりレーをつなぐ：1980年代の三里塚闘争における女たちの試み」

本報告は、1980年代に成田空港問題がたどった経過のなかでも、三里塚闘争において独自の企画を発案・実現していった、現地内外の女性らの試みに注目する。とりわけ1987年秋の約1か月半にわたって延べ1000人が参加した複合的企画「泉州から三里塚へ 女たちのゆっくりレー」（1987年9月26日～11月8日。以下「ゆっくりレー」）の企画段階の諸記録をたどり、かれらが目指した「女たちの三里塚闘争」を同時代日本の社会運動との連関のなかに位置づけてみたい。

1978年5月に開業した新東京国際空港（以下「成田空港」）は、1966年夏に千葉県成田市南部と同県芝山町北部にまたがる一帯を建設用地とすることが検討され始めた当初から2020年代現在に至るまで、空港の計画・建設・稼働・拡張や周辺地域の開発・自治をめぐる諸紛争（「成田空港問題」）と不可分の存在である。現地農民らは1966年8月には三里塚・芝山連合空港反対同盟（以下「反対同盟」）をつくり、空港の建設・稼働に反対する運動を開始した。この運動は広く「三里塚闘争」と通称され、同時代の水俣病闘争と同様、現地外から多数の支援者の協力を得ながら進められたことから、高度経済成長期に日本各地で展開された地域住民運動の結節点とみなされてきた。

ところが開港後にあたる1980年代には、空港問題の解決路線や空港周辺農地の基盤整備事業などをめぐって農家間に生じた利害の衝突、また支援者のなかでも実力闘争路線を主張する新左翼党派からの干渉が強まったことを背景に、反対同盟が分裂に至る（1983年3月）。1980年代の三里塚闘争は、このように闘争主体内部の軋轢が深まったという意味で、混乱と苦境に陥った時期と位置づけられるのが通例である。他方で1980年代は、それまで闘争の前面には現われてこなかった、当主世代の男性長子にあたる反対同盟青年行動隊員らと結婚した女性らが、現地外の支援者の女性らと共同

しつつ独自の活動を展開し始めた時期でもある。転機が訪れたのは、1971年9月の第2次強制代執行時に発生した警察官死亡事件（東峰十字路事件）にかかわる容疑で被告人となった青年行動隊や支援者らに対する論告求刑が、事件発生から13年を経てようやくスケジュールに上った1984年夏のことである。女性らは同年9月に「東峰統一被告団家族会」を結成し、闘争支援者の女性らとともに保釈金をまかなうためのバザー開催や集団創作劇の制作など、1986年10月に勝利的判決を迎えるまで創意あふれる活動を展開した。

ゆっくりレーの発案は、東峰十字路裁判をめぐる活動のなかで女性らが得た手応えを直接の前提としていた。当時関西国際空港の建設が進行中だった大阪府泉州地域から三里塚現地までを、近畿・東海・関東の各地方における中継地での交流会や街頭行動などを挟みつつ走破するというゆっくりレーの行程は、日本各地の支援者らが築いたネットワークなしには成立しなかった。ゆっくりレー敢行に至るまでの現地住民と支援者の交流と共同行動に注目する本報告は、1970年代末の開港から1990年代初頭の国との和解の動きの狭間にあって積極的に論じられる例が少なかった1980年代の三里塚闘争について、闘争主体の複合性をジェンダーという相から照射するとともに、いわゆる“第二波フェミニズム”史観を問いなおす視角を提起したい。

・ 斉藤巧弥「HIVと同性愛者の社会運動における連帯：北海道札幌市を事例に」

本発表では、北海道札幌市における活動を事例に、HIVと同性愛者の社会運動において多様なアクター間にいかなる連帯が形成されていたのかを記述し、その概要を示すことを目的とする。またそれを通して、運動内でアイデンティティや連帯というものの自体がいかに問われていたのかも論じる。昨今の性的マイノリティの社会運動においては、連帯やインターセクショナルリティの重要性が際立って認識されるようになっている。こうした背景の中、HIVに関する社会運動という重要な歴史的出来事を契機に、日本でいかなる運動が生じていたのかを記述する歴史研究の意義が高まっていると言える。

男性同性愛者の間で流行している癌として1980年代にアメリカで報道され始めたHIVは、彼らへの差別を強化し、それに対抗するための新たな社会運動を生み出していった。学術的に言えば、同性愛者のアイデンティティに軸をおいた、それまではゲ

イ・レズビアンズディーズとされていた分野を、クィアスタディーズへと発展させていったとされている。その背景にあったのは、男性同性愛者という固定化されたアイデンティティに軸をおいて研究や社会運動を進めていくことの限界であり、ここから生まれたのは、特定のアイデンティティを超えたアクター間の連帯・ネットワークや、アイデンティティ自体の固定性を疑うという志向であったと通説的に語られる。しかし一方で、日本における HIV の社会運動に関して同様のプロセスがいかんして生じていたのか（あるいはそもそも生じていたと言えるのか）という点に関しては、断片的な記録や記述はあるものの、その様相が体系的に現段階では記述されていない。よって本発表では、北海道を事例として以上の過程を記述し、試論的に全体像を示すことを目指す。

本発表の事例となる北海道札幌市においては、1980年代末から同性愛者と HIV に関する運動が展開され始めた。1989年に同性愛者に対する差別の解消を目指し「札幌ミーティング」という団体が結成された。1993年には HIV の問題に取り組む「レッドリボン札幌」が、そして1995年頃には薬害エイズの問題に取り組む「北海道 HIV 訴訟を支援する会」の活動が開始されている。これらの活動体は団体としては別のものがある一方、メンバーの重なりや活動の支援関係にあったとすることができる。

本発表では分析対象として、その中でも主にレッドリボン札幌の活動に焦点を当てる。その理由は、札幌で HIV の問題に取り組む中心的な市民団体であり、また記録資料が豊富に残されているからである。時代としては、それぞれの活動団体の初期に焦点を当てるため、便宜的に1990年代という時代を取り上げることとする。

分析資料として、それぞれの活動団体が発行していた機関誌と、当時の活動に携わっていた人々数名へのインタビューデータを主とする。